各 位

会 社 名 ラクサス・テクノロジーズ株式会社 代表 者名 代表取締役社長執行役員 高橋 啓介 (コード番号:288A 東証グロース市場) 問合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 中尾 聡志 (TEL 082-236-3801)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 発行価格・売出価格 1株につき 金281円
- 2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(272円~281円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、281円と決定いたしました。

なお、引受価額は258.52円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数

1,120,800 株

ご注意:この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、 1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証 券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

公募による募集株式発行

増加する資本金 増加する資本準備金 上場時資本金の額 845,825,736円 (1株につき 129.26円) 845,825,736円 (1株につき 129.26円)

1,667,727,380 円

(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)

ご注意:この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、 1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証 券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

- 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要
 - (1)募集株式数当社普通株式6,543,600株
 - (2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 928,800 株
 - ② オーバーアロットメントによる売出し 当社普通株式 1,120,800株
 - (3) 申 込 期 間 2024年12月5日(木曜日)から

2024年12月10日(火曜日)まで

- (5) 株式受渡期日 2024年12月13日(金曜日)

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ワールド及び児玉昇司並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である高橋啓介、竹増浩司、中尾聡志他 10 名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2025 年6月 10 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(但し、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(但し、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者 割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、 1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証 券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。